

「横浜市民共済生活協同組合定款」新旧対照表

(下線部分変更)

改正後	改正前
<p>第1条～第89条 省略</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第90条 この組合の公告は、<u>次の方法</u>で行う。</p> <p style="padding-left: 2em;">(1) <u>事務所の店頭に掲示する方法</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(2) <u>電子公告による方法</u></p> <p>2 法令により官報に掲載する方法により公告しなければならないものとされている事項に係る公告については、官報に掲載するほか、前項に規定する方法により行うものとする。</p> <p>第91条・第92条 省略</p> <p>附 則 省略</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この定款は、神奈川県知事の認可を受けた後、令和5年10月1日から施行する。</u></p>	<p>第1条～第89条 省略</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第90条 この組合の公告は、<u>当該事務所の店頭に掲示する方法</u>で行う。</p> <p>2 法令により官報に掲載する方法により公告しなければならないものとされている事項に係る公告については、官報に掲載するほか、前項に規定する方法により行うものとする。</p> <p>第91条・第92条 省略</p> <p>附 則 省略</p>